

建第1004-11号
令和4年3月8日

各関係団体の長 様

群馬県県土整備部建築課長 川端 洋介



「大規模指定既存集落」の廃止について（通知）

日頃から本県の開発行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事項に係る「大規模指定既存集落」については、市街化調整区域における開発許可基準の一つとして位置付けられているところですが、今般邑楽町長からの要望により、下記のとおり廃止することとなったので通知します。

つきましては、お手数をお掛けし大変恐縮ですが、貴会員の皆様への周知等に御配慮くださいますよう、お願い致します。

記

1. 廃止する集落（別添参考図を御参照ください）

集落名	集落を含む区域	集落の面積 (ha)	集落を含む中学校名及び当該中学校の通学区域 (町・大字名等)	指定年月日
長柄地区	水立、大黒、十三軒、本郷、江原	38.9	邑楽南中学校 坪谷、水立・大黒、西ノ根・宮内、馬場・大林、寺中、十三軒、高原・店、本郷・江原、古家・十軒、宿中・大谷端・赤東、開拓	S62.4.1

2. 廃止する理由

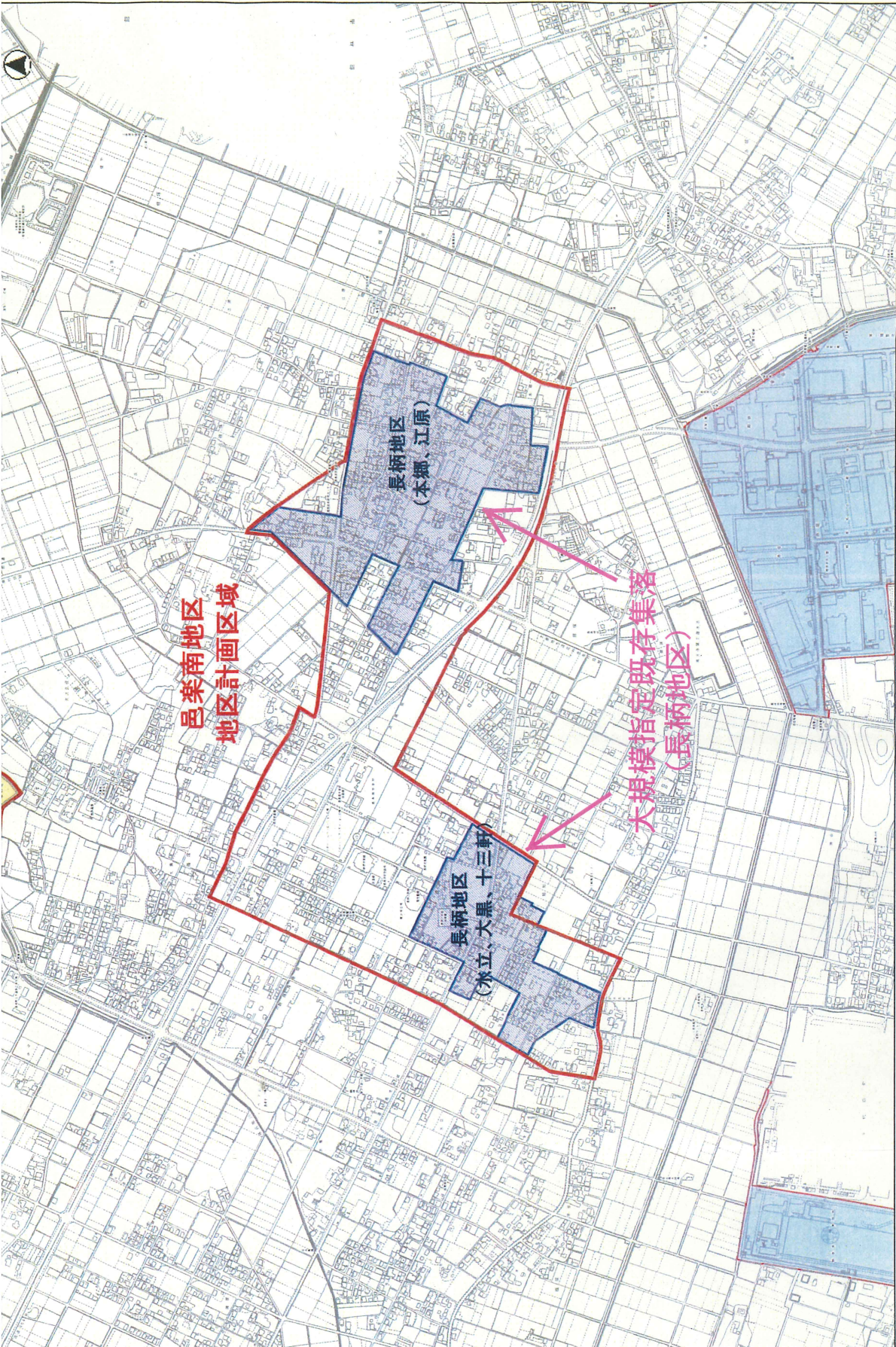
令和3年5月1日に「邑楽南地区地区計画」を決定したため

3. 廃止日

令和4年3月31日



担当者：開発係 横澤
電話：027-226-3704



邑楽南地区
地区計画区域

長柄地区
(本郷、江原)

長柄地区
(亦立、大黒、十三軒)

大規模指定既存集落
(長柄地区)

